

平成23年 No.35

東京学芸大学理科教員高度支援センター規程等の一部を改正する規程

制定理由

理科教員高度支援センター設置、及び理科教員高度支援センター長について、当初の間は現センター長がそのまま継続して行うため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 9 月28日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学理科教員高度支援センター規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年 9 月29日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第26号

東京学芸大学理科教員高度支援センター規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学理科教員高度支援センター規程（平成23年規程第22号）
- (2) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）

東京学芸大学理科教員高度支援センター規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター長について、当初の間は現センター長がそのまま継続して行うため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (センター長) 第4条 センター長は、<u>本学専任の教授のうちから第6条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。</u> 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。 <u>3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。</u> <u>2 第4条の規定にかかわらず、平成23年10月1日から平成24年3月31日までの間は、東京学芸大学理科教員高度支援センター要項（平成22年4月13日制定）により選出された理科教員高度支援センター長をもって、この規程により選考されたセンター長とみなす。</u>	〔省略〕 (センター長) 第4条 センター長は、<u>本学専任の教授をもって充てる。</u> 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。 〔省略〕

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センター設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (用語の定義) 第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師をいう。 〔省略〕 6 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、<u>理科教員高度支援センター</u>、<u>学生相談センター</u>及び学生キャリア支援センターをいう。 〔省略〕 (組織) 第13条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の分野主任 (3) 当該講座に所属する教授 1名 (4) 当該分野に所属する教授 1名 (5) 当該学系に所属する教授（当該講座に所属する教授を除く。） 4名 2 センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長 <u>(ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長)</u> (2) 当該センターの長	〔省略〕 (用語の定義) 第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師をいう。 〔省略〕 6 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生相談センター及び学生キャリア支援センターをいう。 〔省略〕 (組織) 第13条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の分野主任 (3) 当該講座に所属する教授 1名 (4) 当該分野に所属する教授 1名 (5) 当該学系に所属する教授（当該講座に所属する教授を除く。） 4名 2 センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長 (2) 当該センターの長

(3) 当該センターに所属する教授 2名 (4) 当該センターの運営委員会委員（当該センターに所属する者を除く。）である教授 4名 〔省略〕 （委員長） 第14条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、センターにあつては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、<u>自然科学系長。以下同じ。</u>）をもって充てる。 〔省略〕 （選考委員会の組織） 第21条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長 (2) 当該教室に所属する教授 1名 (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 6名 2 センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、<u>自然科学系長</u>） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターの運営委員会委員 6名 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年10月1日から施行する。</u>	(3) 当該センターに所属する教授 2名 (4) 当該センターの運営委員会委員（当該センターに所属する者を除く。）である教授 4名 〔省略〕 （委員長） 第14条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、センターにあつては総合教育科学系長をもって充てる。 〔省略〕 （選考委員会の組織） 第21条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長 (2) 当該教室に所属する教授 1名 (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 6名 2 センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長 (2) 当該センターの長 (3) 当該センターの運営委員会委員 6名
---	---